

小樽市における観光振興に係る 新たな財源確保策について (小樽市の考え方)

令和元年11月28日

小樽市

1. 小樽市の観光の現状

観光客入込数の状況

○平成30年度の観光客の入込数は、胆振東部地震の影響もあり800万人を割り込んだが、依然800万人近くの来訪がある。

年 度 区 分	H29 (千人)	H30 (千人)	前年比
道 外 客 数	3,131.2	3,172.2	101.3%
道 内 客 数	4,930.4	4,642.0	94.2%
日帰り客数	7,304.1	7,017.4	96.1%
宿 泊 客 数	757.5	796.8	105.2%
観光入込客数	8,061.6	7,814.2	96.9%

1. 小樽市の観光の現状

北海道における観光客入込数・宿泊客数の状況

- 道内では札幌市に次ぐ観光客の入込がある。
 宿泊客延べ数は道内8位であるが、95万人の宿泊がある。

＜観光入込客数(実人数)の多い市町村＞

順位	市町村名	入込客数	前年度比
1	札幌市	1,585万人	+3.8%
2	小樽市	781万人	▲3.1%
3	釧路市	530万人	+1.2%
4	旭川市	527万人	▲1.6%
5	函館市	526万人	+0.3%
6	千歳市	498万人	▲5.0%
7	登別市	378万人	▲6.6%
8	帯広市	293万人	+8.2%
9	洞爺湖町	259万人	▲11.6%
10	石狩市	254万人	+23.9%

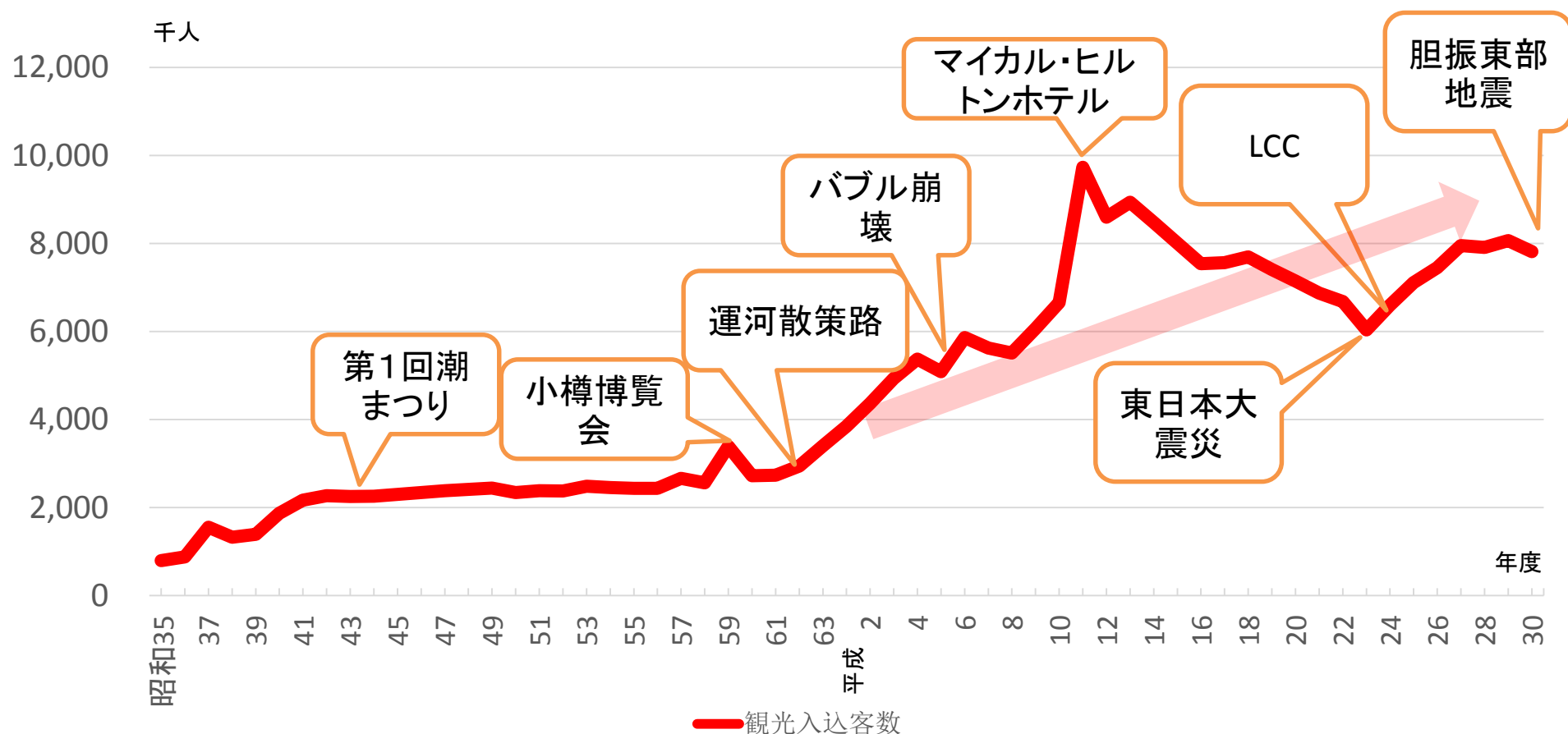
＜宿泊客延べ数の多い市町村＞

順位	市町村名	宿泊客延べ数	前年度比
1	札幌市	1,373万人泊	+5.0%
2	函館市	441万人泊	+1.7%
3	釧路市	153万人泊	▲0.3%
4	倶知安町	128万人泊	+0.2%
5	帯広市	127万人泊	+11.4%
6	登別市	125万人泊	▲5.0%
7	旭川市	108万人泊	+15.8%
8	小樽市	95万人泊	+7.1%
9	洞爺湖町	72万人泊	▲1.4%
10	北見市	70万人泊	▲3.3%

1. 小樽市の観光の現状

1. 観光入込客数の推移

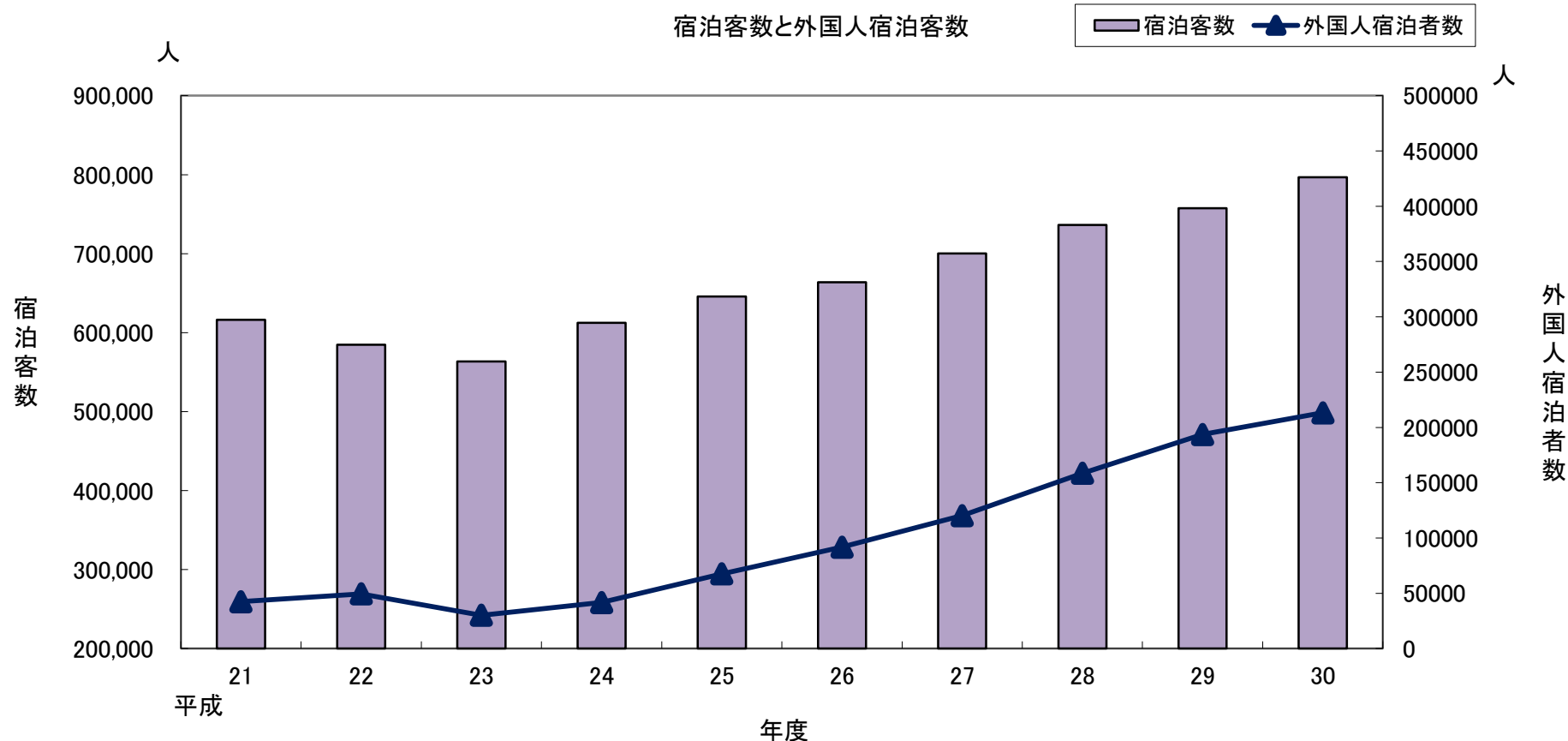
○昭和61年、約10年間の運河論争を経て、運河散策路が整備された以降、平成10年をピークに一時は下降したものの新千歳空港にLCC直行便が整備されて以降、再びインバウンドを中心に増加傾向となる。



1. 小樽市の観光の現状

宿泊客数の推移（30年度過去最高）

- 平成23年度（LCC直行便整備）以降インバウンドを中心に宿泊客数は増加傾向。
平成30年度は過去最高となる。



1. 小樽市の観光の現状

外国人の宿泊数

- 外国人の宿泊客数は、アジアからの観光客を中心に増加を続けている。
平成30年度は、来樽上位10か国のうち8か国がアジア圏。

地域	26年度(人)	28年度(人)	30年度 (人)	30年度 順位
中 国	27,169	44,208	55,515	1
韓 国	11,555	26,742	54,847	2
香 港	14,602	26,470	31,636	3
台 湾	16,782	24,075	26,934	4
タ イ	12,056	14,587	19,437	5
シンガポール	6,432	11,753	13,146	6
マレーシア	1,842	8,058	8,398	7
アメリカ	1,635	3,549	5,891	8
オーストラリア	1,296	2,288	3,119	9
インドネシア	477	738	1,934	10

1. 小樽市の観光の現状

小樽市の観光に対するこれまでの取組

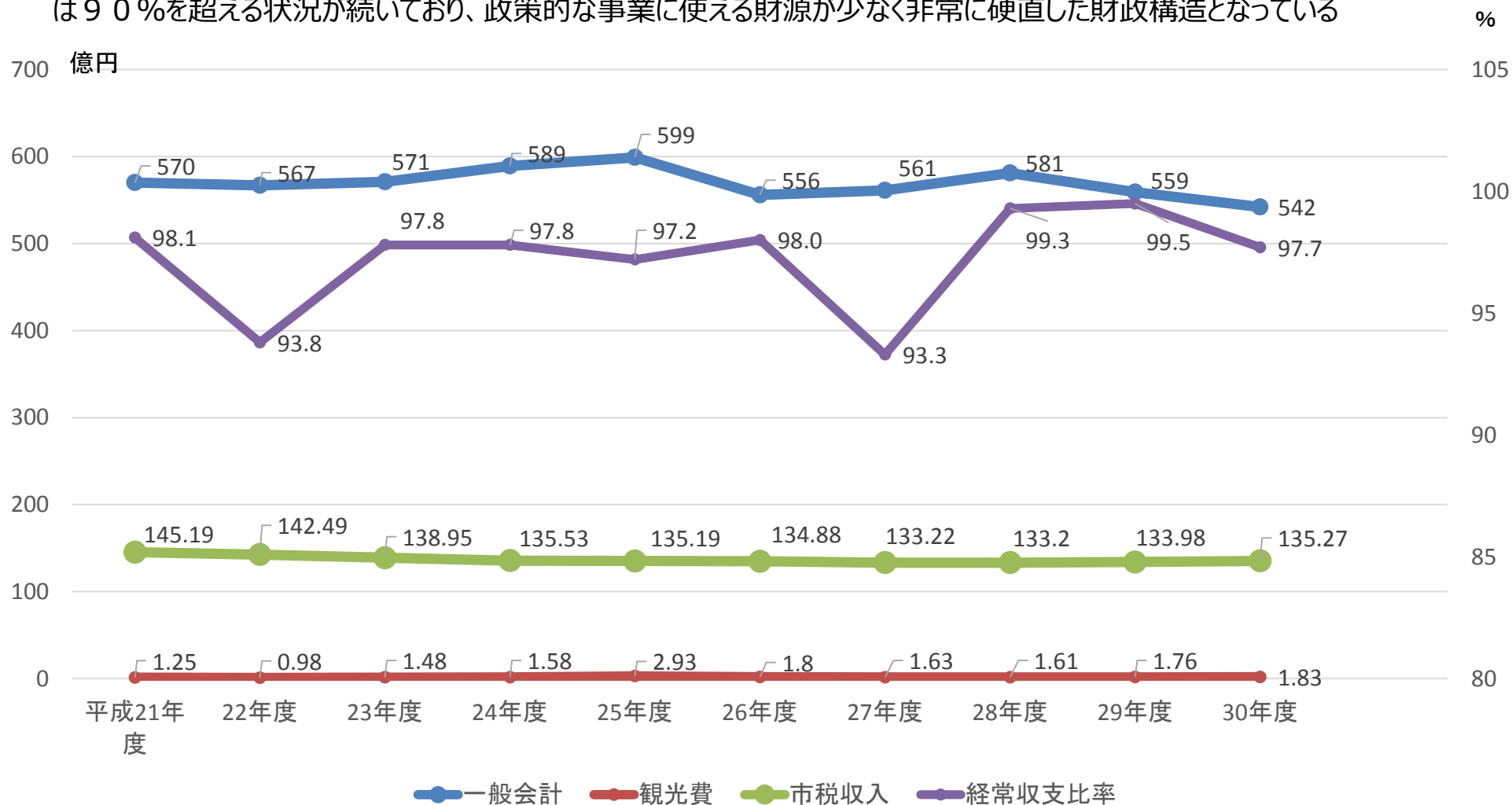
- 小樽運河散策路の整備（昭和61年）
- 歴史的建造物の保存、景観条例（「小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例」（昭和58年）
「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」（平成4年））
- 観光案内版の整備（平成19年デザイン統一）
- 観光案内所の整備（浅草橋、運河プラザ、小樽駅）
- 多言語への対応（観光案内版、案内所外国語通訳配置、観光マップ、メニューの多言語化など）
- インバウンド誘致（海外プロモーション）
- WiFiの整備（平成28年度 堺町通り）
- キャッシュレス決済（平成30年度 実証実験）



1. 小樽市の観光の現状

観光費の推移と一般会計歳出総額及び税収の推移

○観光費は年間1億6～8千万円で推移しており、一般会計に対して0.3%ほどで推移しているが、本市の経常収支比率は90%を超える状況が続いており、政策的な事業に使える財源が少なく非常に硬直した財政構造となっている



1. 小樽市の観光の現状

観光費事業例【一部】（平成31年度）

事業名	予算額(千円)	備考
ロマネスクイルミネーション経費	1,544	歴史的建造物等のライトアップ
観光ポスター等制作事業費	3,000	観光ポスター・ポストカード等の制作
観光マップ作製費補助金	4,600	無料観光ガイドマップ「もっともっと小樽」作製
観光協会運営費補助金	10,280	一社)小樽観光協会の運営に対する補助
外国語通訳配置支援事業費補助金	2,800	海外客の多い堺町通り商店街観光案内所における通訳の配置
観光案内所運営費交付金	26,600	小樽駅、浅草橋、運河プラザ観光案内所の運営に対する補助
ロケツーリズムによるシティプロモーション事業費補助金	1,000	ロケ地としての誘致促進及び観光誘致促進事業
教育旅行ガイドブック作成費補助金	1,300	旅行会社・学校等へ教育旅行のコース提案のため作成
潮まつり実行委員会補助金	5,550	潮まつり実行委員会への補助
雪あかりの路実行委員会補助金	3,600	雪あかりの路実行委員会への補助
ショートフィルムセッション開催補助金	1,300	ショートフィルムセッション(コンテスト)の開催補助(小樽FCへの補助)
観光バス駐車場管理運営経費	15,600	駐車場土地の賃借料及び管理委託費

1. 小樽市の観光の現状

観光客入込についての今後の見込み

- 2020東京オリンピック
(マラソン・競歩の札幌開催)
- 北海道新幹線の札幌延伸
- 新千歳空港国際ターミナルの整備・空港民営化 など



国内外問わず、多くの観光客からより注目される。



増加する観光客への対応として、より多くの環境整備を図る必要がある



滞在時間の増加、宿泊客の増加
→観光消費の増加
→観光関連事業者の収益の増加
→経済活性化

1. 小樽市の観光の現状

これから必要となる対応や対策として考えられる取組例

①魅力の向上

- ▶ 小樽の四季の魅力を生かした新たなイベントの創出、
歴史的建造物・産業遺産等を身近に体感できるプログラムの構築、
ニーズを捉えた新たな観光資源の発掘と磨き上げ
滞在型観光に向けたプランの拡充 など

②受け入れ環境の整備

- ▶ トイレの整備、観光案内所の機能強化、
事業者の多言語対応促進、
道路標識・看板の外国語表記推進、
Wi-Fiの整備、
観光地・宿泊施設周辺の除排雪の充実、
二次交通の充実と利便性向上 など

③持続可能な観光振興

- ▶ 市民と外国人観光客との相互理解、
地域DMOの構築、
災害対応の充実 など



新たな財源の確保が必要

2. 新たな観光財源確保について

観光財源についての議論等の経過

平成27年 第3回定例会において、新たな財源確保の必要性について質疑あり

平成31年 第1回定例会において、観光税についての庁内会議の設置と慎重な検討を行う旨表明

令和元年 5月 北海道が宿泊税の導入を表明

令和元年 5月30日（小樽市）新たな財源確保に向けた庁内研究会【第1回】

- ・ 財源確保策について先進地事例を紹介。財源の考え方、今後の進め方について協議



新財源の考え方として、基本的には市民に新たな負担を求めることは難しい

令和元年 5～6月富良野市、札幌市、函館市、美瑛町、ニセコ町が相次いで宿泊税導入を表明

令和元年 8月6日（小樽市）新たな税源確保に向けた庁内研究会【第2回】

- ・ 先進他都市の財源確保策事例について小樽市の状況を考慮し検証、提案
- ・ 今後のスケジュールについて協議

令和元年 第3回定例会において、庁内研究会【第3回】ののち、関係部長会議を経て市の方針を決定し、年内に有識者会議を立ち上げる旨表明

令和元年 10月30日（小樽市）新たな税源確保に向けた庁内研究会【第3回】

- ・ 財源確保策についての検証についてまとめを行う

令和元年11月18日（小樽市）観光税関係部長会議

- ・ 庁内研究会の結果を受け、新たな観光財源確保策として、市としては「宿泊税」を軸に調整することを決定

令和元年11月28日（小樽市）観光税導入に係る有識者会議開催【第1回】

2. 新たな観光財源確保について

観光財源策について他都市の事例

○他の地方公共団体が財源確保を行っている事例としては、法定外税や協力金、ふるさと納税などの寄付金がある(総務省ホームページより抜粋編集)

種別	自治体	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率
法定外普通税	福井県他	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入 ほか・・・	—	発電用原子炉に挿入した核燃料の価格 ほか・・・	原子炉の設置者	申告納付	核燃料価格の100分の8.5 ほか・・・
	熱海市	別荘等所有税	別荘等の所有	—	別荘等の延べ面積	所有者	普通徴収	1㎡年650円
	福岡県太宰府市	歴史と文化の環境税	有料駐車場に駐車する行為	—	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車(自転車を除く) ...50円 乗車定員10人以下の自動車...100・・・
法定外目的税	東京都、大阪府など	宿泊税	旅館・ホテル等への宿泊	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	旅館・ホテルへの宿泊数	旅館・ホテルの宿泊者	特別徴収	(東京の例) 1人1泊について宿泊料金が10千円以上15千円未満...100円15千円以上...200円
	岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為又は他人を入り込ませる行為	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車 で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収	○乗車定員が30人以上の自動車 H15.4.1施行・一般乗合用バス以外 ...3,000円/回・一般乗合用バス ...2,000円/回・・・
	山梨県 富士河口湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	河口湖及びその周辺 地域における環境の 保全、環境の美化及び施設の整備の費用	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円
	沖縄県 伊是名村	環境協力税	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域 する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費用	旅客船、飛行機等により伊 是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円 (障害者、高校生以下は課税免除)

その他入湯税の超過課税: 釧路市、上川町、桑名市、箕面市、美作市(H30.4現在)、寄附金(富士山保全協力金、1人1000円、屋久島町入山協力金、一人1000円ほか)

2. 新たな観光財源確保について

海外のホテル税等の事例 欧米を中心に宿泊税等を徴収している事例がある。

国名	アメリカ				イタリア	フランス	ドイツ
自治体名	ロサンゼルス市	サンディエゴ市	ニューヨーク市	ハワイ	ローマ	パリ	ベルリン
税名称	※TMD課税	TMD課税	ホテルユニットフィー	宿泊税	滞在税	滞在税	宿泊税
徴収対象	・ロサンゼルス市内の50室以上を有するホテルの宿泊者（※ロサンゼルスで50室以上あるホテルは約170件）	①サンディエゴ市内の30部屋以上の宿泊施設 ②サンディエゴ市内の上記以外の宿泊施設	・ニューヨーク市内のホテル宿泊者、もしくは仲介業者（宿泊者が仲介業者を通して予約した場合）	・宿泊施設等	・11歳以上のローマに宿泊する旅行者	・18歳以上 ・パリ20区内のホテルに滞在する旅行者	・ベルリンに宿泊する旅行者
税率等	宿泊料の1.5%	①宿泊料の2% ②宿泊料の0.55%	1室1泊につき 10ドル以上20ドル未満：0.5ドル 20ドル以上30ドル未満：1ドル 30ドル以上40ドル未満：1.5ドル 40ドル以上：2ドル *1ドル=119.34円 (2015.9.7現在)	朝食代金等のサービス料を除いた室料の9.25%	1人1泊につき ◆ホテル 1～2つ星ホテル：3ユーロ 3つ星ホテル：4ユーロ 4つ星ホテル：6ユーロ 5つ星ホテル：7ユーロ ◆アグリトゥーリズム（農家民泊）、レジデンス（アパート）：4ユーロ ◆B&B、バカンスハウス、部屋貸し：3.5ユーロ ◆キャンプ場などの野外施設：2ユーロ *1ユーロ=133.13円 (2015.9.7現在)	1人1泊につき 1つ星ホテル、B & B：0.83ユーロ 2つ星ホテル：0.99ユーロ 3つ星ホテル：1.65ユーロ 4つ星ホテル：2.48ユーロ 5つ星ホテル：3.3ユーロ パレスホテル：4.4ユーロ *1ユーロ=133.13円 (2015.9.7現在)	朝食代金等のサービス料を除いた室料の5%
使途	ロサンゼルスTMDでのビジネス会議や観光旅行のためのプロモーション活動に活用	サンディエゴの観光プロモーションに活用	TMDの観光開発、プロモーション等	ハワイの観光機関「ハワイ・ツーリズム・オーソリティー」を通じて、ハワイ州の観光促進に活用	宿泊施設の維持、文化財及び景観の維持・再生、それに関連する地方公共サービスの維持・再生を含む観光業への財政的支援に活用	観光プロモーション等に活用	観光振興のため、税の一部が博物館や観光名所への支援に活用
出典	・ロサンゼルス観光局HP ・LATimes HP	・サンディエゴ市HP	・ニューヨーク市HP	・日本ツアーオペレーター協会HP ・ハワイ州税務局HP	・イタリア政府観光局HP ・H25文化庁「文化政策に充当する財源に関する調査研究」	・パリ観光局HP	・ベルリン市HP

※TMD・・・Tourism Marketing District. 観光マーケティング地区。地区のプロモーション活動の資金を捻出するため、地区内に立地するホテル売上額に課税する仕組み。

2. 新たな観光財源確保について

■財源確保の手法について①

○地方自治法には、地方公共団体が自ら財源を確保できる取組として、以下の6項目が定められています。それぞれを①規模の確保②安定性・継続性③受益と負担の範囲で整理すると以下のとおりとなる。(北海道観光審議会「観光振興に係る新たな財源確保に向けた検討部会」資料より抜粋)

種類	内容	①規模の確保	②安定性・継続性	③受益と負担の範囲
地方税	地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的をもって、その課税権に基づき賦課・徴収するもの 【目的税】特定の費用のために課される税 (⇔普通税:その収入を一般経費の財源に充当) 【法定外税】地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることができる税	対象者の設定により、規模の確保可能	需要に応じ、安定的・継続的な確保が可能	受益者と負担者を広く設定可能
分担金	地方公共団体が行う特定の事件に必要な費用に充てるため、特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収するもの	受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的	特定の事業の取り決めに基づくため、安定性はあるが継続性がない。	受益者を個別に特定し、その受益の範囲内で負担を求める。
負担金	①法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの ②財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの	受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的	特定の事業の取り決めに基づくため、安定性はあるが継続性がない。	受益者を個別に特定し、その受益の範囲内で負担を求める。
使用料	行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収するもの 【地方自治法逐条解説】 行政財産又は公の施設につき必要とする経費を賄うに足りることをもって限度と考えるべき	道の施設・財産に限定され、その利用者から徴収するため、規模は限定的	需要に応じ、安定的・継続的な確保が可能	受益者を個別に特定し、定められた負担を求める
手数料	特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収するもの 【地方自治法逐条解説】 当該事務に要する経費と当該役務の提供から受ける特定の者の利益とを勘案して定められるべき	道の事務行為の受益者から徴収するため、規模は限定的	需要に応じ、安定的・継続的な確保が可能	受益者を個別に特定し、定められた負担を求める
寄附金	地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの	対象者の設定により、規模の確保可能	善意や協力によるため、安定性はなく、継続性も不透明	善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担しなくても良い。

2. 新たな観光財源確保について

■財源確保の手法について②

財源確保の手法については、北海道観光審議会「観光振興に係る新たな財源確保に向けた検討部会」の考え方を本市においても採用し「法定外目的税」の手段による確保が適当であると考え
る。(同部会資料より抜粋)

■財源確保の手法について

- ・国内の財源確保の事例としては、特定の行政目的を達成するために、課税自主権を活用した法定外税を創設することや、特定の受益者から協力金(寄附金)などを徴収する手法、海外においては、観光振興を推進するために宿泊税等を宿泊者から徴収するなどの手法があります。
- ・財源確保の取組みとしては、地方自治法で定められた「地方税」、「分担金」、「負担金」、「使用料」、「手数料」、「寄附金」があり、これらを①規模の確保、②安定性・継続性、③受益と負担の範囲の3つの視点で整理しました。
- ・新たに対応すべき観光施策の議論を踏まえ、一定規模以上の「①規模の確保」が必要であるという観点からは、「地方税」、「寄附金」は、対象者の設定により「規模の確保」が可能です。一方、「分担金」、「負担金」、「使用料」、「手数料」は、受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的となります。
- ・観光施策は継続して実施していくものであり、「②安定性・継続性」が必要であるという観点からは、「地方税」、「使用料」、「手数料」は、観光需要に応じて安定的・継続的に確保することが可能です。一方、「分担金」、「負担金」は、特定の事業の取り決めに基づくため、安定性はあるが、継続性はなく、「寄附金」は、善意や協力によるため、安定性はなく、継続性も不透明となります。
- ・「③受益と負担の範囲」という観点からは、「受益者等の範囲が明確に限定される場合は、受益者負担金が適当だが、受益者等の範囲がかなり広範囲にわたり、受益等の程度が評価しがたい場合には、目的税によって負担を求めることが適当。(財団法人自治総合センター／地方税における目的税のあり方に関する調査研究報告書(平成2年3月))」といった考え方があり、観光振興の受益者は、かなり広範囲にわたり、受益等の程度が評価しがたいと考えられることから「地方税」の「目的税」が適当であると言えます。
- ・以上より、3つの視点から、「地方税」のうち、観光振興を促進するという特定目的のために課す、地方公共団体が条例で制定することのできる「法定外目的税」による財源確保の手法が適当であると考えます。

2. 新たな観光財源確保について

■小樽市における観光財源策について先進他都市の事例検証①

○庁内研究会において先進他都市の観光財源確保策を検証。

新たな財源確保についての調査票（まとめ）

◎先行事例

名称	自治体	概要	課税対象	導入目的（使途）・税額・徴収方法など	課題等	検討結果
遊漁税	山梨県 富士河口湖町	法定外目的税 平成13年7月より導入 平成30年度税収は830万円	釣り客	使途：環境整備・美化（駐車場やトイレ整備等） 税額：1回200円 徴収方法：河口湖漁業協同組合による特別徴収（遊漁券販売時に併せて徴収）	※市内防波堤などでの釣り客を対象に徴収できないか考えたが、①個別に徴収する手段がないこと、②対象者が多くないこと、③観光振興策費用に充てづらいこと、などから本市においては現実的でないと思われる	小樽市は釣り場としての環境整備をしているわけではない。 （検討結果）非現実的
北海道循環資源利用促進税	北海道	法定外目的税 平成18年10月より導入	産業廃棄物の排出事業者	産業廃棄物の排出抑制等 1トン当たり1,000円		小樽の地域事情と違う→非現実的
歴史と文化の環境税	太宰府市	法定外普通税 平成15年5月実施 税収は年間約7千万円	有料駐車場利用者	使途：観光・産業の振興、環境保全等まちづくり 税額：原付50円、乗用車100円、マイクロバス300円、大型バス500円 徴収方法：特別徴収	歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図ることを目的	観光駐車場から100円徴収案→運営方法の変更、他の駐車場との均衡、観光バス駐車場との関係→（検討結果）非現実的
環境協力税	沖縄県伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村	法定外目的税 平成17～23年施行 税収：伊是名3600万、伊平屋2800万、渡嘉敷村9100万	旅客船、飛行機等により入域する者	使途：環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用 税額：入域一回100円（障害者高校生以下は課税免除）		小樽の地域事情と違う→非現実的
砂利採取税	神奈川県山北町	法定外普通税 平成29年施行 税収：4300万円	砂利採取業者	岩石（山砂利）10円／m ³ 砂利（川砂利）15円／m ³ 申告納付（岩石及び砂利の採取の業者）		小樽の地域事情と違う→非現実的
別荘所有税	静岡県熱海市	法定外普通税 昭和51年度より 税収5億3600万円	別荘所有者	延べ床面積1平方メートルにつき、650円／年 普通徴収		小樽の地域事情と違う→非現実的
空港連絡橋利用税	大阪府泉佐野市	法定外普通税 平成25年度より 税収3億円	関西空港連絡橋の通行料金支払者	1往復につき100円 特別徴収（NEXCO西日本）		小樽の地域事情と違う→非現実的

2. 新たな観光財源確保について

■小樽市における観光財源策について先進他都市の事例検証②

○庁内研究会において先進他都市の観光財源確保策を検証。小樽市になじむか。

名称	自治体	概要	課税対象	導入目的（使途）・税額・徴収方法など	課題等	検討結果
宿泊税	東京都	法定外目的税 平成14年10月より導入 平成28年度調定22億円	宿泊客	使途：観光振興 税額：宿泊料金1万円～1万5千円未満100円、1万5千円以上200円 徴収方法：宿泊施設による特別徴収	増加する民泊施設への対応（現在は非対象）	他の先行事例よりも現実的である。 ただし、課税方法については要検討。
宿泊税	大阪府	法定外目的税 平成29年1月施行 収入見込額：約10.9億円	宿泊客	使途：多言語対応、ホスピタリティの向上 税額：宿泊料金1万円以上1万5千円未満100円、1万5千円以上2万円未満200円、2万円以上300円 徴収方法：宿泊施設による特別徴収	1万円未満の宿泊は免税（当初） 令和元年6月より免税点が7千円に変更	
宿泊税	京都市	平成30年10月施行 見込み45・6億円	宿泊客	使途：観光客の受入環境整備 税額：宿泊料金2万円未満200円、2万円以上5万円未満500円、5万円以上1,000円 徴収方法：宿泊施設による特別徴収 修学旅行などの免除あり	H29.9条例案提出	
宿泊税	金沢市	平成31年4月施行 見込み7.2億円	宿泊客	使途：持続可能な観光の振興 税額：宿泊料金2万円未満200円、2万円以上500円 免税点なし		
宿泊税	倶知安町	令和元年11月施行 見込み4～5億円	宿泊客	使途：観光客の満足度の向上・リピート率向上 税額：宿泊料金の2% 免税点なし 修学旅行などの免除あり		

2. 新たな観光財源確保について

■ 小樽市における観光財源策（新たなスキーム）

○ 観光財源確保策として、先進地の事例以外の新たなスキームについても検討

◎ その他（先行事例以外に観光客からの徴収アイデア）

	検討結果
① 『北海道新幹線新小樽駅利用税（案）』（泉佐野市の空港連絡橋利用税がヒント） ・ 対象者：新幹線利用者（新小樽から乗車または新小樽で降車）。単に新駅の利用は徴収対象外 ・ 徴収方法：特別徴収義務者はJR北海道（駅構内自販機で納付し、乗車券と一緒に改札機に挿入） ・ 税額：1利用当たり500円／人（年間利用者数60万人想定×500円＝3億円） ・ 使途（目的）：新幹線と連動した観光振興施策にかかる費用、新駅の2次交通利便性向上のための費用、新駅駐車場維持・管理・整備にかかる費用 ・ 課題：①新小樽駅の利用者減少の懸念 ②JRの理解 ③観光客以外（市民）からの徴収の可能性 ④制度開始までの期間（新幹線開業後（令和12年度）になる） ※納税者の不満解消策～500円の納税負担感を低減させる特典（500円払っても元が取れるメリット）を用意→例えば、納税領収証の提示により、①新駅駐車1日料金（ex.1,000円として）が無料 ②新駅～中心市街地のバス代が往復無料 ③市内中心部の飲食・宿泊料金から500円引 ④レンタカーやタクシー料金が500円引 ⑤観光施設（小樽芸術村、運河クルーズ等）が半額…などから一つ特典を選択。特典利用は徴収日限り（またはその翌日まで）。①～⑤の事業者には特典相当額の一部補填を検討。	市民からの徴税（負担）も多くなること、10年後からということ、徴税方法に難しい点があることから、非現実的
② 新たな財源確保策「募金」について 【考え方】 ■ 市民から新たな税等の負担を求めない ■ 観光客等、域外からの来樽者のうち、宿泊客 → 宿泊税を検討 ■ 日帰り客は、市民・通勤通学者等との分別が困難 → 税、使用料等の義務的負担をかけることが困難 → 自発的に負担してもらえないか？ 【案1】 投票型募金（募金箱を連結して投票型にすることで募金意欲創出） ターゲット： 年800万人？ ・ 小樽駅（十南小樽駅程度）、バスターミナル、フェリーターミナルに多言語で設置 ① 目的別投票による募金 歴史的建造物の保全、環境保全、観光施設・施策の向上などで投票するかのように募金 ② 感想別投票による募金 「楽しかった、ありがとう」、「もっと頑張れ」などで投票するかのように募金 【案2】 「最後のお願い」募金 ターゲット： 年2,000人 ・ 戸籍住民課及び3SSCに設置。転出者に対し、最後のお願いをする募金	コストがかからない方法として面白いが 「ふるさと納税」制度や他の（観光に係る）募金を行っている中で、重複の懸念あり。規模の確保、収入の安定性に課題があり、非現実的。

2. 新たな観光財源確保について

■ 制度設計にあたっての課題の整理

○具体的な制度設計に当たり、課題等を整理

基準	入域行為へ課税 (沖縄県等参考)	駐車場への課税 (大宰府参考)	宿泊行為へ課税① (大阪府参考・免税点あり)	宿泊行為へ課税② (京都市参考・免税点なし)
課税客体	市民(帰宅) 入域者(観光客、通勤、通学)	(有料)観光駐車場利用者	宿泊者	
受益と負担の関係	帰宅市民について、受益と負担の関係整理が困難 	ビジネス利用等の市民について受益と負担の関係の整理が困難 	受益と負担の関係の整理が可能 	
免税点	なし	なし	あり(例:7000円)	なし(修学旅行は免税)
市民への配慮	市民を免税者とすることは税の公平性から困難 	市民を免税者とすることは税の公平性から困難 	免税点を設定することで市民が負担する割合を少なくすることができる 	市民を免税者とすることは税の公平性から困難 
税の公平性	すべての入域者から徴収するため公平性が担保される 	観光駐車場利用者すべてから徴収するため公平性が担保される 	低価格の宿泊者が除かれ公平性が担保されない 	民泊も含めすべての宿泊者から徴収するため公平性が担保される 
課題等	入域方法が多岐にわたるため捕捉が困難 	観光駐車場以外のコインパーキングなど、一般駐車場の観光利用の捕捉が困難 市民の利用も少なからずある。 第3埠頭基部の整備について協議中であり、観光駐車場の今後の動向が不透明 	鉱泉浴場併設宿泊施設では入湯税を徴収 北海道との二重課税による税の負担感 	鉱泉浴場併設宿泊施設では入湯税を徴収 低価格の宿泊料金に占める税の負担感 北海道との二重課税による税の負担感 
先進事例等	沖縄県伊是名市・伊平屋村・渡嘉敷村→島であり入域方法が限定的	太宰府市	東京都、大阪府、	京都市、金沢市、倶知安町、福岡市(予定)

2. 新たな観光財源確保について

小樽市における観光財源確保に関する具体的な制度設計について（本市の考え方）

- 外国人を中心に増加を見込む観光客の、滞在型観光を推進するため、受入態勢の整備に向け新たな観光財源が必要である。
- 財源確保の取組みとしては、地方自治法で定められた「地方税」、「分担金」、「負担金」、「使用料」、「手数料」、「寄附金」があり、これらを①規模の確保、②安定性・継続性、③受益と負担の範囲の3つの視点で整理し、「地方税」のうち、観光振興を促進するという特定目的のために課す、地方公共団体が条例で制定することのできる「法定外目的税」による財源確保の手法が適当である。
- 先進事例を参考に法定外目的税としての「①入域(来樽)行為へ課税」「②駐車場への課税」「③宿泊行為へ課税(免税点あり・なし)」の場合を想定し比較。

【各案について評価】

「①入域(来樽)行為へ課税」

→入域方法が多岐にわたるため捕捉が困難である。

「②駐車場への課税」

→観光駐車場以外のコインパーキングなど、一般駐車場の観光利用の捕捉が困難。

また、市民の利用も少なからずある。

第3埠頭基部の整備について協議中であり、観光駐車場の今後の動向が不透明。

「③宿泊行為への課税」

→受益と負担の関係の整理が可能



課題はあるが他都市の事例を参考に「宿泊税」の設定が適当

2. 新たな観光財源確保について

小樽市における観光財源検討結果

「宿泊税」が適当

宿泊税とした場合の課題について（今後検討）

一例：

【宿泊料金】

・素泊まり価格の設定が明確でない場合がある ・民泊の価格設定が複雑（2名まで同一料金である場合など）

【税の徴収】

・簡易宿所、民泊の徴税の確実性 ・特別徴収義務者の範囲について ・市としての賦課徴収体制について
・低価格の宿泊料金に占める税の負担感について ・特別徴収に係る宿泊施設の事務的負担について
・税額の段階の設定について

【免税】

・課税免除の基準（修学旅行・市民） ・免税点の設定（税収額に影響）

【他税との関係】

・鉱泉浴場併設の宿泊施設における入湯税との関係について
・宿泊税の導入を表明している北海道との調整について など

宿泊施設へのアンケート調査により課題の詳細を把握